

山武市立図書館資料配達サービス実施要項

(令和5年7月12日館長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、山武市立図書館管理運営規則（平成18年教育委員会規則第21号。以下「規則」という。）第8条の規定により、山武市立図書館（以下「図書館」という。）において実施する資料配達サービスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 資料配達サービスを受けることができる者は、規則第5条第2項に規定する図書館利用カードの交付を受けた個人で、かつ、山武市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する者。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条及び第32条に規定する要介護又は要支援認定を受けた者。
- (3) 自身及び同居の家族等による来館が困難な者。
- (4) その他図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた者。

(登録)

第3条 資料配達サービスを利用しようとする者は、資料配達サービス利用登録申込書により申し込むものとする。

2 前項の申し込みは、代理人によって行うことができる。

(資料配達サービスの内容)

第4条 資料配達サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 住所地への資料の配達又は郵送による貸出し。
- (2) 住所地への資料の回収又は郵送による返却。

(利用の申し込み)

第5条 資料配達サービスを利用しようとするときは、資料配達サービス依頼書又は電話、電子メール、口頭により申し込むものとする。

2 前項の申し込みは、代理人によって行うことができる。

(貸出しの数量及び期間)

第6条 同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。

| 資料の種類 | 数量 | 貸出期間 |
|-----------|---------------------------|------|
| 図書・雑誌・紙芝居 | 30冊以内 | 1ヶ月間 |
| 視聴覚資料 | 2点以内 (視覚障害を持つ利用者は5点以内) | 1ヶ月間 |

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出しの数量及び貸出期間を変更することができる。

(図書館資料の返却)

第7条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

(利用料金)

第8条 資料配達サービスは無料で利用することができる。

(資料配達サービスの停止)

第9条 館長は、利用者が次の各号に該当するときは、資料配達サービスの利用を停止することができる。

- (1) 虚偽の申告をしたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料を他に転貸したとき。
- (3) 図書館の利用に障害となっていた事由が消滅したとき。
- (4) 督促を受けても、なお貸出資料を返却しないとき。
- (5) 資料に損害を与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、この要項及び館長の指示に従わないとき。

(損害の賠償)

第10条 利用者は図書館資料の貸出しを受けてから返却するまでの期間に図書館資料等を著しく汚損又は破損若しくは亡失したときは、規則第4条の規定により、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(その他)

第11条 資料配達サービスに関する事項で、この要項及び規則に定めのないものについては、必要に応じて、館長が別に定める。

(附則)

この要項は令和5年9月1日から施行する。